

## 地域コミュニティ制度の見直しについて

### I. 各地区まちから協議会の認定条件について

#### (1) これまでの経過

現状や課題、審議会からの答申を踏まえ、認定条件の変更を検討

| 現状   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>まちから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが、条件となっている。</li> </ul>  |
| 課題   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>まちから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。</li> <li>すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまう（マンションが建設され、当該マンションが独自に自治会を設立し、まちから協議会に参加しないことが想定される）。</li> </ul> |
| 審議会からの答申   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条件を変更することについて、検討すること。</li> </ul>   |

#### (2) 前回の審議会で示した認定条件（案）

【現在の規定（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第2号）】

認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであること。

#### 【ポイント】

- 全ての自治会が入ることで、その地区の総合性を有したコミュニティであることを担保している。

#### 【変更案1】

①または②の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

① 全ての自治会がまちから協議会に加入していること

② 全ての自治会が加入している自治会連合会や地区社会福祉協議会といったコミュニティがまちから協議会に加入していること

#### 【変更案2】

次の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

- 3分の2※の自治会がまちから協議会に加入していること

※ 地域の総合性や慎重な意思決定を担保するため、過半数ではなく、特別多数として3分の2の水準を設定

### 【変更案 3】

①または②の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

① 3分の2の自治会がまちぢから協議会に加入していること

② 3分の2の自治会が加入している自治会連合会や地区社会福祉協議会といったコミュニティがまちぢから協議会に加入していること

### (3) その後の検討を踏まえた変更後の認定条件（案）

次の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

- 原則、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっているものとする。
- ただし、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合は認定を受けることができる。

詳細は、【資料2】茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部改正の考え方（素案）を参照。

## 2. まちぢから協議会の運営費等について

### (1) これまでの経過

現状や課題、審議会からの答申を踏まえ、助成金額の変更を検討

| 現状  |
|---|
| ・ 地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付している。  |
| 課題  |
| ・ まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことできることから、不足する分を自治会分担金や寄付金により補っている。<br>・ まちぢから協議会の事業の財源として自治会分担金を活用することは、非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施される事業に対し、間接的に自治会費が充てられる構図となることから、財源（自治会分担金）の使途に關し疑義が生じている。 |
| 審議会からの答申  |
| ・ 自治会分担金に頼らずとも事業が継続できるよう、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことについて、検討すること。   |

## (2) 前回の審議会で示した助成金（案）

- ・ 各地区の活動量に応じて柔軟に活用できるよう、運営等助成金と特定事業助成金のあり方を整理
- ・ 各地区の活動量（事業）に応じて、必要となる金額を査定し、交付する仕組みを検討
- ・ これまで審査不要としていた運営等に関する内容についても、今後は見積書を添付し、算出根拠を明確にした上で申請し、審査を行う。

|      | 変更前   | 変更後  |
|------|---|--|
| 助成金  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営等助成金（25万円）</li><li>・ 特定事業助成金（上限200万円）</li></ul>                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>助成金（運営等・特定事業）</u></li></ul> <p>※ 具体的な金額については、引き続き検討</p>                                     |
| 審査方法 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営等：審査なし</li><li>・ 特定事業（継続）：審査会で審査</li><li>・ 特定事業（新規）：審査会で審査</li></ul>    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営等：<u>市民自治推進課で審査</u></li><li>・ 特定事業（継続）：<u>市民自治推進課で審査</u></li><li>・ 特定事業（新規）：審査会で審査</li></ul> |
| 申請書類 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営等：<br/>事業計画書、収支予算書</li><li>・ 特定事業（継続・新規）：<br/>事業計画書、収支予算書、見積書</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営等：<br/>事業計画書、収支予算書、<u>見積書</u></li><li>・ 特定事業（継続・新規）：<br/>事業計画書、収支予算書、見積書</li></ul>           |

※ 一度認定された特定事業（継続）は、次年度以降、市民自治推進課で審査を行う。

ただし、内容に大きな変更があった場合は、新規事業と同様に、審査会で審査を行う。

## (3) その後の検討を踏まえた今後の方向性

全局的に策定を進めている「茅ヶ崎市総合計画実施計画2030」において、より優先度の高い事業に予算を配分する必要があることから、まちぢから協議会に対する運営費等の増額は、継続的に検討することとなった。